様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日２０２５年０３月１７日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）いりょうほうじん　わこうかい  一般事業主の氏名又は名称　医療法人和光会  （ふりがな）やまだ　ごう  （法人の場合）代表者の氏名 山田　豪  住所　〒500-8167  岐阜市東金宝町1丁目12番地  法人番号　2200005001467  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進 | | 公表日 | 2024年9月24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | URL：https://www.wakokai.or.jp/information/dx-promotion/  ・DX推進の概要と背景  ・DX推進に向けた経営ビジョン  ・ビジネスモデルの方向性 | | 記載内容抜粋 | 「グループという表記についての補足説明」  「和光会グループ」は、親会社や法人格ではなく、医療法人和光会と社会福祉法人和光会を中心とする協力体制の総称であり、その他関連する株式会社やNPO法人も含まれます。これはホームページにも記載してあります。  URL：https://www.wakokai.or.jp/information/dx-promotion/（DX推進内下部）  当法人である医療法人和光会は、上記社会福祉法人和光会等と対等な協力関係にあり、緊密な連携の下で事業を展開しています。DXにおいても共同でDX推進室を設置し、一体的なDX推進を行っております。このような事業の一体的な展開の一環として、ホームページもグループとして共同で運営しており、共通の取り組みについては統一的に発信しています。現在、ウェブサイト上では「和光会グループ」として情報を公開していますが、具体例等、必要に応じて当該法人を明示しています。  **・DX戦略の概要と背景**  医療法人和光会は、急速に進展するデジタル技術を医療・介護・福祉の分野で積極的に取り入れ、革新と新しいサービスの提供を追求しています。2000年代初頭から導入され始めた電子カルテは、業務効率化と情報共有の要となっており、今後も技術革新を通じて医療とケアの質を向上させていく必要があります。また、オンライン診療や電子処方箋などの新しい技術の普及により、都市部と地方の医療格差を埋め、高齢者や移動が困難な患者への対応がさらに円滑になります。  （以下省略）  **・DX推進に向けた経営ビジョン**  医療法人和光会は、基本理念である「みんなを笑顔に。」、そしてビジョンである「どんなときも、安心して笑顔で暮らせる地域社会を創造」を土台に、デジタルトランスフォーメーション（DX）を全法人的な変革の推進力と位置づけています。（以下省略）  **経営ビジョン実現に向けたビジネスモデルの方向性**  医療法人和光会は、DXの推進を通じ、変化する社会環境に柔軟に対応し、地域から信頼される法人として、経営ビジョン「どんなときも、安心して笑顔で暮らせる地域社会の創造」と理念「みんなを笑顔に。」の実現を目指します。DX投資には十分な検討とコスト管理が求められるため、各施策の導入にあたっては、コストパフォーマンスや全体最適、継続的な検証・改善、そして最新の情報セキュリティ対策を徹底します。（以下省略） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 医療法人和光会は取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である医療法人和光会理事会より、承認権限を委譲されている医療法人和光会幹部会において承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進 | | 公表日 | 2024年9月24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | URL：https://www.wakokai.or.jp/information/dx-promotion/  ・DX戦略の概要及びDX戦略の具体例 | | 記載内容抜粋 | DX戦略の概要（抜粋）  医療法人和光会は、前述のビジネスモデルの方向性３つの柱（業務プロセス・組織体制の革新、患者・利用者体験の革新、顧客管理の革新）を実現するため、以下のDX戦略を推進します。  なお、各施策においては、コストパフォーマンス、全体最適、継続的な検証・改善、そして情報セキュリティの徹底を基本原則として運用します。  ●業務プロセス・組織体制のDX化  ●患者・利用者体験のDX化  ●顧客管理・データ活用のDX化  1.各施設における高速Wi Fi環境とモバイルデバイスの整備により、迅速な情報共有と効率的な業務運営を実現。これにより、診療記録や検査結果がリアルタイムに共有され、迅速な意思決定を支援します。  2.オンライン診療や先進的な見守りシステムの導入を進め、働き世代をはじめとする多様な患者様が場所や時間にとらわれず医療サービスを受けられる環境を整備。患者様個々のニーズに応じたパーソナライズドなケアを提供します。  3.新たなCRMシステムとデータ統合により、診療記録や介護情報を一元管理し、各患者様の健康状態やニーズに応じたパーソナライズドな治療・ケアプランを迅速かつプロアクティブに提案します。これにより、患者様一人ひとりに最適な医療サービスを提供し、安心して長期にわたってご利用いただける医療体制の確立を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 医療法人和光会は取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である医療法人和光会理事会より、承認権限を委譲されている医療法人和光会幹部会において承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | URL：https://www.wakokai.or.jp/information/dx-promotion/  人材育成とDX推進体制 | | 記載内容抜粋 | **人材育成とDX推進体制**  法人内の各事業所で、DX推進担当者を育成します。事業所ごとに各団体が主催する研修や求められる要件が異なるため、育成研修課と各事業部で計画を立て、DX推進室で管理します。たとえば、介護事業所であればデジタル中核人材養成研修の受講人数を事業所ごとに設定しています。  また、理事長が最高デジタル責任者（CDO）を務め、直下にDX推進室を設置、各部門、外部アドバイザー、各外部業者と連携し、全社でDX推進に取り組んでいくことを図示しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | URL：https://www.wakokai.or.jp/information/dx-promotion/  DX戦略推進のための環境整備について | | 記載内容抜粋 | １．DX推進体制の確立  専任のDX推進室を設置し、各施設の現場ニーズを集約。経営層と現場が連携して、最適なICTツールやクラウドサービスの導入・運用をサポートしています。電子カルテやオンライン診療システムなど、医療現場に特化したツールの運用支援を強化し、現状のシステム課題に対応しています。  ２．研修・情報提供体制の充実  最新技術や先進事例の情報収集を積極的に行い、全職員向けの内部研修および外部セミナーを推進しています。さらに、現場での技術活用に関する実践的なフォローアップ体制を整備し、DX推進の効果を着実に現場に反映させる取組みを実施しています。  ３．システム連携・運用支援の強化  各施設のICT機器、ネットワーク環境、オンプレミスおよびクラウドシステムの整備状況を一元管理し、標準化を推進しています。導入した各種システムの運用サポートおよび定期アップデートを実施し、円滑な現場運用を確保しています。特に、診療記録、検査結果、処方情報などの医療データの共有・連携体制を強化するとともに、事業所間の独自VPNによる連携やセキュリティ対策コストの最適化も課題として捉え、システム刷新の材料として検討を進めています。  ４．DX投資計画とレガシーシステム対応  古いオンプレミス型電子カルテシステムの維持管理にかかる費用や手間、診療中断のリスクを解消するため、クラウド型電子カルテへの移行を検討しています。現状は、変更コストや国の方針が未確定なため、引き続き情報収集を行いながら、将来的な刷新の可能性を検討しています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進 | | 公表日 | 2024年9月24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページ  URL：https://www.wakokai.or.jp/information/dx-promotion/　　DX戦略マップ | | 記載内容抜粋 | DX投資として大きく以下の4つ  ・現場へのICT機器、DX機器等の導入・活用  ・後方業務におけるDXの活用  ・利用者サービス向上に資するDXの活用  ・デジタル人材の育成  更に  DX投資施策の取組状況に関する指標  ・見守りシステムやインカムの導入割合等  ・生成AI、RPAの活用度合い  ・契約や手続きにおけるクラウド活用率やオンライン診療の件数等  ・設定した研修修了者数等  などを公表  詳細は各事業所毎に定めている。（チェックシートに一部掲載） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年1月20日 | | 発信方法 | ホームページ　DX推進内の理事長メッセージ URL: <https://www.wakokai.or.jp/information/dx-promotion/>  コーポレートサイトのニュース（2025/1/20）でDX推進について　医療法人 理事長よりメッセージとして発信  https://www.wakokai.or.jp/news/%e3%81%9d%e3%81%ae%e4%bb%96/p13280/ | | 発信内容 | 「確かな効率化と働き方改革で、地域医療の未来に備える」  私たちは、コロナ禍を経て大きな転換期に直面しています。医療ニーズや受療行動の変化、そして財政的な制約の中で、従来の医療提供体制を見直す必要があります。さらに、政府主導の各種施策が急速に進む中、保険診療を行う私たちは、これらの変化に的確に対応することが求められています。  まずは、現場の業務効率化に注力しています。全施設の情報環境を整え、各現場で記録されたデータがすぐに共有できる体制を構築することで、医師や看護師、介護スタッフが迅速かつ正確に連携できるよう努めています。  オンライン診療については、地域の実情やニーズを見極めながら、安定したサービス提供に向けた体制づくりを進めています。急速な普及を目指すというよりも、必要な時に柔軟に対応できる仕組みとして、現場での運用と安全性を最優先に考えています。  また、働き方改革にも真剣に取り組んでいます。病院では一定の固定的な勤務体制が必要である一方、チーム医療の推進や、限られた人材の中で多様な働き方を可能にする仕組みづくりが求められています。たとえば、見守りシステムの導入は、夜勤業務の負担を軽減し、看護師や介護士がより効率的に連携できる環境を作り出す重要なツールとなっています。こうした取り組みは、現場の負担軽減とともに、患者様に対して安心で質の高い医療サービスを提供する基盤となっています。  さらに、国の施策に沿った対応と並行して、バックヤードでのDX推進も進めています。厳しい財政環境の中、効果的なコスト削減や生産性向上、さらには柔軟な働き方を実現するために、必要な取り組みを計画的に進めていく方針です。  保険診療の枠組みや国の方針をしっかり守りながらも、現場の声に基づいた実効性のあるDX推進を進め、地域の皆様に信頼される医療体制を築いていきます。これからも、確かな効率化と働き方改革を着実に進め、地域医療の未来に向けた一歩を踏み出していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月頃　～　2024年11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」を活用した自己診断を行い、自社のDX成熟度における課題を把握しました。自己診断結果は、IPAの自己診断結果入力サイトにアップロードしました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ・最新のガイドラインに準拠した職員教育およびセキュリティ体制の整備  ・サイバーセキュリティ保険への加入  ・訪問診療など外部持出しPCに対するEDR（ふるまい検知）の導入  ・ランサムウェア対策としてサーバーのバックアップ体制を構築  ・ウイルス対策ソフトの導入  ・I-filter/m-filterの導入による不正アクセス対策  ・ユーザー権限に基づいたWindows端末の運用管理  ・グループ内のVPN網の構築による通信の安全性の確保 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。